平成３０年（フ）第４６号
岐阜市上加納山4715番地33（ハイツ上加納404号室）
債務者　田中　豊司
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第６号
山口県宇部市大字中野開作190番地１　中州郷ハイツ103号
債務者　松岡　美香
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第１１号
山口県宇部市大字東須恵1317番地23
債務者　照屋千鶴子こと　孫　千鶴子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第８号
徳島県徳島市川内町沖島422番地の１　グラン川内タワー507号
債務者　谷脇さおり
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３２号
熊本市西区花園１丁目８番26―301号　コアマンションネクステージ熊本西
債務者　馬林　弘己
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８１号
大分市東大道２丁目４番22号（フレパセオ大分駅南202）
債務者　比惠島久美子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１号
大分市大字森町742番地の１（石崎ハイツ103）
債務者　谷水　由美
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２号
大分市大字森町742番地の１（石崎ハイツ103）
債務者　萱島　平八
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２２号
大分市生石４丁目２番８号（ダイヤモンドビル706）
債務者　河野　弘美
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２３号
大分市生石４丁目２番８号（ダイヤモンドビル706）
債務者　河野　輝子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７号
北海道苫小牧市寿町２丁目１番12号　寿壱番館103号
債務者　吉田　梨絵（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第７号
宮城県大崎市古川清水字藤棚27番地３
債務者　高橋　栄一
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
福島県郡山市長者２丁目11番９号
債務者　影山　彰弘
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第５８３号
栃木県下野市仁良川1639番地17　53街区６
債務者　越智　俊幸
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９５号
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地2532番地６
債務者　清水　喜博
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第６号
長野県佐久市原537番地
債務者　荒井まり子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１１号
長野県佐久市常田467番地10
債務者　山越　紀久
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
長野地方裁判所佐久支部